

山形大学工学部技術部企画室要項

(趣旨)

第1条 山形大学工学部技術部運営委員会要項第7条第2項に基づき，山形大学工学部技術部企画室(以下「企画室」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 企画室は，技術部運営の円滑かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(組織)

第3条 企画室は，次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 統括技術長
- (2) 副統括技術長
- (3) 技術長

(審議事項)

第4条 企画室は，次の事項について審議・立案し，運営委員会へ提案等を行う。

- (1) 技術部運営の基本方針及び将来計画に関すること。
- (2) 技術部の予算に関すること。
- (3) 技術部の評価に関すること。
- (4) 技術部職員研修の実施に関すること。
- (5) 技術専門員，技術長等の推薦に関すること。
- (6) その他技術部に関する重要事項に関すること。

(議長)

第5条 企画室で必要な会議は，統括技術長が招集し議長を務める。副議長は第3条第2号に規定する委員の中から統括技術長が指名する。

2 議長に事故があるときは，副議長がその職務を代行する。

3 議長は，必要に応じ委員以外の者を出席させ，意見を求めることができる。

(事務)

第6条 企画室に関する事務は，技術部において処理する。

(その他)

第7条 この要項に定めるもののほか，必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は，平成19年11月20日から施行する。

附 則

この要項は，平成22年7月20日から施行する。

附 則

この要項は，平成23年7月19日から施行し，平成23年4月1日から適用する。